

令和6年6月1日

医療情報取得加算に関して

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの
診療情報を取得・活用することにより、
質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算
の算定医療機関)です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、
下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3か月に1回)	する	1点
	しない	2点

※正確な情報を取得・活用する為、
マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に
ご理解ご協力をお願いします。

山鹿温泉リハビリテーション病院